

**公益社団法人 日本気象学会**  
**日本気象学会の刊行物に掲載された著作物の利用について（規程）**

制定 平成 25 年（2013 年）4 月 10 日  
改正 平成 30 年（2018 年）1 月 22 日

- 1 公益社団法人日本気象学会（以下、「学会」という。）の刊行物（天気、気象集誌、SOLA、気象研究ノート、大会講演予稿集）に掲載された論文等の全部または一部を、複写、頒布、他の出版物への転載・翻訳、その他、に利用する場合、利用者は学会に申請し、文書による利用許諾を得たうえで、出典を明らかにして利用しなければならない。ただし、気象集誌、SOLAに掲載された論文等のうち2018年1月1日以降に掲載されたものについては、5に定める通りとする。
- 2 以下に該当する場合、出典が明示されていれば、文書による利用許諾を必要としない。
  - ① 著者（共著者を含む）自身が複写、頒布、転載、翻訳に利用する場合
  - ② 教育・研究の雑誌等に掲載する著作で、論文の一部または少数の図を転載、翻訳する場合（市販の教科書を含む商業利用の場合を除く）
  - ③ 学術著作権協会より複写利用の許諾を受けた場合（なお、頒布を目的とする場合は、学術著作権協会が許諾を代行できるのは、60頁100部以内の複写に限定されている）
  - ④ 気象集誌、SOLA、天気の論文の製本版PDFを出版後3ヶ月以降、著者、共著者が他の共著者の了解のもとで著者個人、所属機関、また公的リポジトリへ登録する場合（ただし、研究ノートは製本版PDFではなく未編集原稿を登録する）
  - ⑤ 個人的な学習・研究のために複写する場合
- 3 以下に該当する場合、文書による利用許諾を必要とする。
  - ① 商業利用の場合（市販の教科書を含む）
  - ② 教育・研究の雑誌等に掲載する著作で、論文の大部分を転載、翻訳する場合
  - ③ 2の①③以外で頒布を目的として複写する場合（特に60ページ以上または100部以上の場合）
  - ④ 学会で利用許諾が必要と認めた場合
- 4 利用許諾に関するガイドライン  
学会の刊行物（天気、気象集誌、SOLA、気象研究ノート、大会講演予稿集）に掲載された論文等の利用申請があった場合は、利用許諾を必要としない場合を除き、理事会で個別に利用許諾の可否を審議する。気象学の発展と普及に寄与する場合は、原則的に無償で利用許諾を与える。  
ただし、複製を多量に販売する場合など、有償とすることもある。  
また、オリジナルの刊行と競合する恐れがある場合や、内容が不適切で誤解の恐れがある場合は、許可しないこともある。  
なお、引用は、出所を明示した上、適切に行うこと。図表を直接印刷する場合は転載とみなす。

- 5 気象集誌、SOLAに2018年1月1日以降に掲載された論文等については以下の通り定める。
  - ① クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際（CC-BY 4.0）ライセンスに従う。著作権は著者が保有する。学会は著者から許可を得て論文等の掲載をする。
  - ② 論文等を著者および学会以外が利用する場合には、引用については出所を明示し、変更した場合にはその旨を明示した上で、どのようなメディアやフォーマットでも複製し、再配布し、改変することができる。利用にあたっては、教育・研究等の目的、商業利用の目的を問わない。

附則

- 1 （平成25年4月10日理事会議決）規程として制定する。平成25年（2013年）4月10日から施行する。
- 2 （平成30年1月22日理事会議決）この規程の変更は平成30年（2018年）1月22日から施行する。